

原告 学校法人川口学園  
被告 東京公共公務一般労働組合 外2名

証拠説明書

上記事件につき、原告は次の通り書証の説明をする。

平成23年4月25日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 西本邦男  
同 松浦裕介

甲号証

番号	種類	証拠の標目	作成年月日	作成者	立証趣旨
1	写し	解雇予告通知書	平成20年4月14日	原告	被告衣川が平成20年4月14日付けで、教員としての適格性、協調性の欠如を理由に原告を普通解雇された事実
2	写し	判決正本	平成21年7月6日	東京地方裁判所民事第11部 裁判所書記官飯田誉啓	本件解雇に対し、被告衣川が解雇無効等確認請求訴訟を提起し、請求が棄却された事実
3	写し	判決正本	平成21年12月24日	東京高等裁判所民事第14部 裁判所書記官萬屋博英	同上
4	写し	決定正本	平成22年9月30日	最高裁判所第一小法廷 裁判所書記官大塚啓志	同上
5	写し	団体交渉申入書	平成22年2月19日	被告組合ら	被告組合らが、被告衣川の解雇後に団交を申し入れ、第一回の団交を実施した事実。
6	写し	回答書	平成22年4月16日	被告組合ら	平成22年4月27日に第二回の団交を実施した事実。

18	写し	回答書	平成22年12月15日	原告代理人弁護士西本邦男、松浦裕介	原告が、上記の被告組合らの申入れに対し、原告が団交応諾義務を負わないこと、団交に応じる考えはないこと、被告組合らの要求が不明であることを回答した事実
19	写し	団体交渉申入書	平成22年12月17日	被告組合ら	被告組合らが、上記の回答に対し、団交申入権限がないとの主張は過去（最高裁決定前）に団交に応じていることと矛盾する等と明らかに失当の反論を行った上で、団交が実現しない場合は労働委員会への提訴も視野に入れると述べ、再度団体交渉を申し入れた事実
20	写し	団体交渉申入書	平成23年1月18日	被告組合ら	原告代理人弁護士が、被告組合らとの事務折衝において被告組合らが提示した金銭解決案に対し、根拠のない金銭支払には応じない旨を明言し、被告組合らもこのことを認識した事実。それにもかかわらず、被告組合らは、金銭要求を実現すべく、団交申入をなし、これに応じない場合には労働委員会へ提訴すると述べた事実
21	写し	回答文	平成23年1月21日	原告代理人弁護士西本邦男、松浦裕介	原告が、被告組合らに対し、一年分の報酬を支払うとの被告組合らの要求には応じられないこと、今後被告組合らが街宣活動を行ったとしても原告が金銭の支払いをすることはなく、団交に応じる考えはないこと、労働委員会への提訴は望むところであることを回答した事実
22	写し	ブログ記事	平成23年1月18日	被告衣川	原告らが、原告のオープンキャンパスの日程を把握しながら、敢えて同日に第五回街宣活動を行った事実

23	写し	第五回街宣活動速記録	平成23年1月22日	原告	被告らが実施した第四回街宣活動の様子等。 被告衣川が、本件専門学校の学生に向け、教育にお金を使え等と述べる一方、被告の争議行為を金銭支払によって終結することを求める街宣を行った事実。
24	写し	ビラ	平成23年1月22日	被告ら	被告らが第四回街宣活動時に配布したビラの内容。内容は第二回街宣時のもの（甲8）と類似している。
25	写し	陳述書	平成23年1月31日	原告専務理事 川口拓也	原告主張事実全般、特に被告らの街宣活動による原告の被害状況等。
26	写し	仮処分決定	平成23年3月10日	東京地方裁判所民事第9部 裁判所書記官 坂巻雅樹	原告が、被告らの街宣活動を平成23年4月8日まで禁止する旨の仮処分を申立て、これが認容された事実
27	写し	仮処分決異議申立事件決定	平成23年4月4日	東京地方裁判所民事第9部 裁判所書記官 永山洋	被告が、上記の仮処分決定に対し異議を申し立てたが、同決定が認容された事実
28	写し	起訴命令決定	平成23年4月8日	東京地方裁判所民事第9部 裁判所書記官 黒木由久	被告らが、上記仮処分決定に対し、起訴命令を申し立て、起訴命令がなされた事実
29	写し	東京争議団ニュース（抜粋）	平成23年4月16日	東京争議団	被告組合らが構成員となっている東京争議団が、そのホームページ上で、平成23年6月24日に原告に対する街宣活動を予告している事実